

主任技術者及び監理技術者の「恒常的雇用関係」についての当面の取扱い

〔平成 24 年 12 月 28 日〕  
市 長 決 裁

〔沿革〕平成 24 年 12 月 28 日付け市長決裁

1 対象工事

久慈市内で施工する工事

2 適用期間

平成 25 年 1 月 10 日以降に公告等する工事（当分の間）

3 指名競争入札通知書等の表示

本取扱いの対象となる工事は、指名競争入札通知書に下記①のとおり表示することとする。なお、指名競争入札心得の表示は変更しないが、下記②のとおり読み替えることとする。

	現行	当面の取扱い
① 指名競争入札通知書	7 その他 (1) 入札に関する詳細は、指名競争入札心得によること。	7 その他 (1) 入札に関する詳細は、指名競争入札心得によること。 <u>なお、配置技術者は入札日までに雇用している者であること。</u>
② 指名競争入札心得	12 契約締結の注意事項 (2) 契約にあつては、この工事に（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 26 条第 3 項に該当するものについては専任で）、 <u>入札執行の日において前 3 ヶ月以上継続して雇用している技術者</u> （法に定める経營業務の管理責任者及び営業所専任技術者を除く。）を配置しなければならない。 (3) 契約締結後、現場代理人等通知書により配置技術者について通知する際には、経歴書の職歴欄に雇入れ年月日（雇用期間）を明記するとともに、 <u>監理技術者資格者証、健康保険証又は標準報酬決定通知書の写し</u> を添付しなければならない。	12 契約締結の注意事項 (2) 契約にあつては、この工事に（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 26 条第 3 項に該当するものについては専任で）、 <u>入札執行の日において雇用関係にある技術者</u> （法に定める経營業務の管理責任者及び営業所専任技術者を除く。）を配置しなければならない。 (3) 契約締結後、現場代理人等通知書により配置技術者について通知する際には、経歴書の職歴欄に雇入れ年月日（雇用期間）を明記するとともに、 <u>監理技術者資格者証、健康保険証、その他雇用を確認できる資料</u> を添付しなければならない。